

## みよし運動公園あそびの王国自動販売機設置者募集要領

三次市自動販売機の設置に係る公有財産の貸付けに関する要綱に基づき、次のとおり自動販売機の設置者を募集する。

### 1 募集概要

#### (1) 設置自動販売機の種類

清涼飲料用自動販売機・冷菓（アイス）自動販売機

#### (2) 設置場所及び設置台数等

設置場所 三次市東酒屋町10493番地 みよし運動公園あそびの王国  
次のカ所に1台ずつ設置する。（別紙の図面を参照のこと。）

区画番号	設置場所	設置種類	電源及び設置場所の状況等
1	東屋横	冷菓	専用電源、屋根付き
2	東屋横	清涼飲料水	専用電源、屋根付き
3	東屋横	清涼飲料水	専用電源、屋根付き

※各区画とも幅2.0m、奥行き0.9m以内

#### (3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

ただし、貸付期間の満了前であっても、三次市及び指定管理者において管理運営に支障が生じた場合は、貸付契約を取り消し、原状回復させることがある。

### 2 設置条件

#### (1) 容器回収ボックスの設置

1-(2)に示した設置場所ごとに、その寸法の範囲内に、自動販売機及び販売する飲料等の使用済み容器回収ボックスを設置すること。

#### (2) 自動販売機の規格等

① 可能な限りユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

② ノンフロン対応機であること（フロン又は代替フロンは原則不可であるが、使用される冷媒に用いられている物質の地球温暖化係数が140未満は可。）。

③ 照明については、午後9時から翌日午前8時の間、タイマーによる電気調節を行うこと。

- ④ 転倒防止対策は、「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会)を遵守した措置を講ずること。
- ⑤ 設置に当たっては、電気設備、自動販売機の搬入及び商品の補充に支障がないか確認を行うこと。また、三次市又は指定管理者が施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

(3) その他の条件

- ① 設置事業者が貸付財産の原状を変更することは認めないものとする。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ③ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、指定管理者の指示に従うこと。
- ④ 販売品は、缶、ビン、紙パック又はペットボトル等の密閉式の容器入りの清涼飲料や乳製品など多品種、多品目により構成するよう努めること。
- ⑤ 酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わない。

3 販売価格

メーカー希望小売価格（定価）を超えない額とする。

4 売上手数料率15.00%以上とする。

5 公有財産貸付料の算定及び改定

- (1) 貸付料は、売上月額に売上手数料率を乗じて得た金額とし、算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は10円に切り上げるものとする。
- (2) 売上手数料率は、貸付契約期間中は改定しないものとする。

6 貸付料の納付

- (1) 貸付料は、三次市が発行する納入通知書により指定する期日までに全額納入すること。
- (2) 納付期限までに納付しない場合は、納付期限の翌日から納付した日までの期間に応じ、当該未納金額に年3.0パーセントの割合を乗じて算出した額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を遅延損害金として徴収するものとする。

## 7 その他の経費

- (1) 自動販売機設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置者の負担とする。
- (2) 自動販売機の運転に必要な電気料金は、全額を設置者の負担とし、みよし運動公園指定管理者と設置者が協議の上、料金並びに支払方法、その他必要な事項を定めるものとする。

## 8 募集に参加できる者の資格

募集に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 市内に本店、支店、営業所又はそれらと同等機能の事務所を有する者であること。個人においては三次市に住所を有する者であること。ただし、区画番号1については、県内に本店、支店、営業所又はそれらと同等機能の事務所を有する者で、概ね90分以内に現地に到着が可能な者とする。
- (3) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。
- (4) 市税及び国税に滞納がない者であること。

## 9 募集手続等

この募集に参加を希望する者は、次の必要書類を提出しなければならない。

また、応募者は、提出した書類等に関して、三次市から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

### (1) 提出書類

必要書類名	法人	個人
①応募申込書（様式第1号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②誓約書（様式第2号）	—	<input type="radio"/>
③売上手数料率見積書（様式第3号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④販売品目一覧表（様式第4号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤自動販売機のカタログ又は図面	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥登記事項証明書（現在事項全部証明書）	<input type="radio"/>	—
⑦市税・国税の滞納がないことが確認できる証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

⑧直前1年間の決算書類	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
⑨県内の営業所の一覧表（任意様式）	<input checked="" type="radio"/>	—

(2) 書類作成上の注意

ア ③売上手数料率見積書は封筒に入れのり付けをし、表に「売上手数料率見積書在中」と表示し、区画番号、応募者の所在地及び商号又は名称が判別できるよう、記載又は記載したものを貼付すること。なお、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

イ ④販売品目一覧表（様式第4号）及び⑤自動販売機のカタログ又は図面は、物件ごとに作成提出すること。

ウ ⑦市税・国税の滞納がないことが確認できる証明書は、次のものを提出すること。

(ア) 法人の場合

a 市税（全税目）について滞納がないことが確認できる市長の証明書

b 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の証明書（証明書の種類は「その3の3」）

(イ) 個人の場合

a 市税（全税目）について滞納がないことが確認できる市長の証明書

b 国税（所得税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の証明書（証明書の種類は「その3の2」）

エ ⑧直前1年間の決算書類は、次のものを提出すること。

(ア) 法人の場合

貸借対照表及び損益計算書

(イ) 個人の場合

a 青色申告者…損益計算書、資産負債額調（貸借対照表）

b 白色申告者…収支内訳書、貸借対照表（様式は任意）

オ ⑤、⑥、⑧、⑨については写しでも可。

カ ⑥、⑦については、発行日から3ヶ月以内のものとする。

(3) 応募申込書等必要書類の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月24日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで（必着）とし、この期間に適正な応募申込書等必要書類の提出がない場合は、いかなる場合でも募集に参加することはできないものとする。

② 提出場所

三次市地域共創部共生社会推進課

〒728-8501

三次市十日市中二丁目8番1号（三次市役所東館3階）

電話（0824）62-6553

FAX（0824）62-6235

e-mail [sports@city.miyoshi.hiroshima.jp](mailto:sports@city.miyoshi.hiroshima.jp)

③ 提出方法

持参又は郵便等（簡易書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

(4) 応募申込書等必要書類の審査

① 審査結果の通知

応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができないものとする。

② 当該審査の結果は、不適合の場合のみ、随時通知するものとする。

③ 選考参加資格要件不適合通知を受けた者は、通知を受け取った日から3日以内に(3)-②の提出場所にFAXにより、説明を求める書面を提出することができる。

(5) 要領に対する質問の受付

要領について疑義がある場合は、三次市に対して説明を求めることができる。

① 受付期間は、令和8年2月3日（火）から令和8年2月17日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までとする。

② 質問は、様式第6号により、(3)-②の提出場所にFAX又は電子メールで提出する。

（電話での質問は受け付けない。）

③ 回答は、質問者に対し、随時FAX又は電子メールで行う。

## 10 設置者の選考

(1) 選考日（手数料率の開札）

令和8年2月25日（水）；午前中（時間未定）

(2) 設置者の決定方法

各区画ごとに、売上手数料率見積書で最高率を提示した者を設置者とする

る。

(3) くじ引きによる決定方法

同一区画で同率の見積をした者が2者以上あるときは、当該応募者立ち会いのもと、くじにより設置者を決定するものとし、その際、くじ引きの日時については別途通知するものとする。

(4) 設置者の公表

設置者を決定したときは、応募者全員に決定した設置者名及び提示された売上手数料率を通知し、契約締結後には、設置者名や売上手数料率等を公表できるものとする。

(5) 選考後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

### 1 1 選考の無効

次の売上手数料率見積書（様式第3号）は無効とする。

- (1) 募集に参加できる資格のない者の提出した見積
- (2) 本要領に示した諸条件に違反した者の提出した見積
- (3) 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積
- (4) FAX又は電子メールによる見積
- (5) 売上手数料率見積書記載の率、氏名、その他必要な事項を確認できない見積
- (6) 複写印影の見積
- (7) 同一人が同一物件について2以上の見積をしたもの

### 1 2 設置者決定後の手続き

- (1) 三次市と設置者に決定した者との間で公有財産貸付契約を締結する。
- (2) 設置者として決定を受けた者は、自動販売機の管理関係証明書（様式第5号）を提出すること。

### 1 3 維持管理責任

自動販売機の設置後、維持管理について次のことを遵守すること。

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者の責任において行うこと。
- (2) 商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- (3) 自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上

代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、設置者として決定を受けた後、「自動販売機の管理関係証明書（様式第5号）」及び委託又は協定等の内容がわかる書類の写しを三次市に提出すること。

- (4) 容器回収ボックス内にある使用済容器は、容器回収ボックスがあふれないよう設置者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- (5) 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受け、許可書の写しを三次市に提出するとともに、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (6) 販売品及び容器回収等の搬出入時において、設置施設を毀損、汚損等した場合は、指定管理者へ報告するとともに速やかに原状回復すること。
- (7) 自動販売機に故障時等の連絡先を明記するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置者の責任において速やかに対応すること。
- (8) 自動販売機の破損及び金銭等の盗難に関して、三次市は一切その責任を負わない。

#### 1.4 原状回復

設置者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復したうえで明け渡さなければならない。ただし、三次市と設置者の間で、同じ設置場所において新たな貸付契約が締結される場合はこの限りでない。

なお、その原状回復に際し、設置者は一切の補償を三次市に請求することはできないものとする。

#### 1.5 売上数等の報告

設置者は、設置した自動販売機の各月ごとの売上数及び売上実績額を当該月の翌月10日までに書面等により三次市に報告すること。当該売上数及び売上額については、次回の設置者募集の参考資料として使用できるものとする。

#### 1.6 設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 設置者が募集に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- (2) 三次市に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合
- (3) その他、決定後に締結する契約に違反した場合